

登録修理業者
登録申請手順マニュアル
(電気通信事業法関連)

平成30年1月(第1.2版)
総務省総合通信基盤局
電気通信技術システム課

《目次》

1	登録修理業者制度の創設.....	4
	(1) 制度創設の背景.....	4
	(2) 登録修理業者制度.....	4
	ア 制度の概要.....	4
	イ 申請手数料.....	5
	ウ 申請書等の提出先.....	5
	エ 登録の要件.....	6
	オ 登録修理業者の義務等.....	6
	カ 総務大臣の登録修理業者に対する監督.....	7
	キ その他.....	7
2	登録申請の手続きについて.....	8
	(1) 申請書に必要な書類（認定規則第 45 条）.....	8
	ア 申請書（認定規則様式第 15 号）.....	8
	イ 修理方法書.....	8
	（ア）修理の手順.....	8
	（イ）修理の確認の手順（認定規則別表第 6 号）.....	8
	（ウ）測定器等の名称又は型式及び製造業者名（試験の全部を委託する場合は除く）	8
	（エ）較正等の計画（試験の全部を委託する場合は除く）.....	8
	（オ）修理の確認の手順（別表第 6 号）及び委託に係る計画（試験の全部又は一部 を委託する場合に限る）.....	8
	（カ）製造業者から情報の提供を受けている内容（製造業者との契約等により技術 基準適合認定番号等に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けてい る場合に限る）.....	8
	（キ）特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項.....	8
	（ク）修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に 係る同意の取得の手続.....	8
	ウ 誓約書（認定規則様式第 16 号）.....	8
	エ 修理体制、管理体制等の管理に関する事項（認定規則別表第 7 号）.....	8
	オ 修理に関し参考となる事項.....	8
	(2) 各書類の記載例等.....	10
	ア 申請書.....	10
	イ 修理方法書.....	15
	（ア）修理の手順.....	16

(イ) 修理の確認の手順.....	16
(ウ) 測定器等の名称又は型式及び製造業者名.....	16
(エ) 較正等の計画.....	16
(オ) 修理の確認の手順（別表第6号）及び委託に係る計画.....	17
(カ) 製造業者から情報の提供を受けている内容.....	18
(キ) 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項.....	18
(ク) 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続.....	18
ウ 誓約書.....	32
エ 修理体制、管理体制等の管理に関する事項.....	33
オ 修理に関し参考となる事項.....	34
3 関係法令（抜粋）	35
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	35
○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）	41
○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）	42
4 Q&A	54

1 登録修理業者制度の創設

(1) 制度創設の背景

通信端末機器が故障した場合、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づいてその端末機器の設計認証を受けている製造業者等が、認証を受けた設計の範囲内で修理を行うことが一般的であり、これにより当該端末機器の技術基準適合性が維持されています。

一方、スマートフォンの急速な普及などに伴い、製造業者以外の第三者である修理業者が故障した端末機器の修理や部品の交換を行う事例が見られるようになってきています。

しかし、製造業者以外の第三者である修理業者が修理等を行った端末機器は、技術基準適合性に影響を与える可能性があり、修理した端末機器について技術基準に適合していることを保証できないという課題がありました。また、技術基準適合性に影響を与えない範囲で可能な修理等もあり、技術基準適合性の維持と端末機器の修理等を両立できる方策が期待されてきました。

このような背景から、電波法の一部を改正する法律（平成26年4月23日法律第26号）及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成26年6月11日法律第63号）の改正（平成27年4月1日施行）により、登録修理事業者制度が創設されました。

本制度は、修理の箇所及び修理の方法が適正であって修理後の端末機器が技術基準に適合していることを自らが確認できるなど、電気通信事業法で定める基準に適合する場合に、総務大臣の登録を受けることを可能とするものであり、端末機器の修理依頼者に電気通信事業法で規定される技術基準を逸脱しない端末機器の修理が可能な業者である旨が広く理解され、適正な端末機器修理等の促進が期待されます。

(2) 登録修理業者制度

ア 制度の概要

電気通信事業法及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「認定規則」という。）では、次のように規定されています。

- ・ 特定端末機器の修理を行おうとする修理業者は、登録修理業者として総務大臣の登録を受けることができます。

なお、総務大臣の登録を受けるためには、電気通信事業法第68条の3の規定により認定規則第45条で定める手続きを行い、電気通信事業法第68条の4第1項第1号及び第2号に定める基準に適合していることが必要です。

- ・ 登録申請（新機種を追加するときは変更登録申請）時には、登録修理業者として修理しようとするすべての特定端末機器^{※1}を記載する必要があります。

なお、申請のない特定端末機器の修理は、登録修理業者制度に基づかない修理となります。

- ・ 登録修理業者が修理した特殊端末機器には、認定規則様式第 19 号に従い、登録修理業者が修理を行ったことを示す表示（表示する場所に制限はありません）を行う必要があります。（電気通信事業法第 68 条の 8 第 1 項）
- ・ 登録修理業者が修理方法書に従って修理及び確認を行った特定端末機器は、修理後も電気通信事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していることを登録修理業者が自ら確認していることから、当該端末機器に付されていた技術基準適合認定等の表示と同一の表示を付すことができます。（電気通信事業法第 68 条の 8 第 3 項）

※1 特定端末機器：端末機器のうち、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令^{※2}で定めるもの（電気通信事業法第63条）

※2 総務省令：認定規則第 3 条第 2 項

イ 申請手数料

登録する特定端末機器の数に関わらず、1 申請あたり次の額となります。（電気通信事業法施行令 別表第 2）

（ア）「登録申請」は、50,700 円

（イ）「変更登録申請」は、19,000 円

※ 登録修理業者が修理対象の特定端末機器を追加する場合には、変更登録申請となります。

ウ 申請書等の提出先

〒100-8926

東京都千代田区 霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

登録修理業者担当

電話番号：03-5253-5862

エ 登録の要件

登録の基準（電気通信事業法第 68 条の 4）

- ・ 特定端末機器の修理の方法が、修理された特定端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定める基準^{※3}に適合するものであること。
- ・ 修理の確認の方法が、修理された特定端末機器が電気通信事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

※3 妨害を与えるおそれの少ない修理の方法の基準等（認定規則第 46 条）

- 修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ないものであること。
- 同等の部品を用いるものであること。
- 上記にかかわらず、製造業者との間の契約等に基づき設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。
- 特定端末機器の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。
- 修理の手順においては、特定端末機器の修理における当該特定端末機器に記録された情報の漏えいの防止のための措置その他情報の管理及び取扱いの方法が明らかでなければならない。

オ 登録修理業者の義務等

- ・ 修理方法書に従って修理及び修理の確認を行わなければなりません。
（電気通信事業法第 68 条の 7 第 1 項、認定規則第 2 条第 2 項第 2 号及び第 5 号並びに第 4 項並びに別表第 2 号）
- ・ 修理及び修理の確認の記録を作成し、これを 10 年間保存する必要があります。
（電気通信事業法第 68 条の 7 第 2 項、認定規則第 50 条第 1 項及び第 2 項）
- ・ 修理した端末にその旨の表示を付さなければなりません。
（電気通信事業法第 68 条の 8 第 1 項、認定規則第 51 条第 1 項及び様式第 19 号）

カ 総務大臣の登録修理業者に対する監督

- 登録修理業者が電気通信事業法第 68 条の 7 の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることがあります。（電気通信事業法第 68 条の 9 第 2 項）
- 登録修理業者が電気通信事業法第 68 条の 4 第 2 項第 2 号（欠格事由）に該当するに至ったときは、その登録を取り消します。（電気通信事業法第 68 条の 11 第 1 項）
- 電気通信事業法の施行に必要な限度において、報告徴収、立入検査を実施することができます。（電気通信事業法第 166 条第 3 項）
- 上記のほか、妨害等防止命令（電気通信事業法第 68 条の 9 第 3 項）、登録の抹消（電気通信事業法第 68 条の 12）、端末機器等の提出命令（電気通信事業法第 167 条第 4 項）があります。

キ その他留意事項

- 修理を受け付ける際は、登録している修理の内容（登録修理業者として登録又は変更登録する際に申請書に記載した「修理する特定端末機器の範囲」、「修理の方法の概要」）について明示するなど、修理を依頼する者に誤解をあたえることのないようにしてください。
- 修理によって電気通信事業法で規定する端末機器としての性能を変更するものであってはなりません。

2 登録申請の手続きについて

(1) 申請書に必要な書類（認定規則第45条）

ア 申請書（認定規則様式第15号）

イ 修理方法書

(ア) 修理の手順

(イ) 修理の確認の手順（認定規則別表第6号）

(ウ) 測定器等の名称又は型式及び製造業者名（試験の全部を委託する場合は除く）

（イ）の修理の確認に使用する測定器等に関するもの

(エ) 較正等の計画（試験の全部を委託する場合は除く）

（ウ）に規定する測定器等に関するもの

(オ) 修理の確認の手順（別表第6号）及び委託に係る計画（試験の全部又は一部を委託する場合に限る）

(カ) 製造業者から情報の提供を受けている内容（製造業者との契約等により技術基準適合認定番号等に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合に限る）

(キ) 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項

(ク) 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続

ウ 誓約書（認定規則様式第16号）

エ 修理体制、管理体制等の管理に関する事項（認定規則別表第7号）

オ 修理に関し参考となる事項

申請に添付する書類	事業者が試験を実施	試験を一部委託	試験を全部委託
ア 申請書（様式第15号）	○	○	○
イ 修理方法書			
（ア）	○	○	○
（イ）（別表第6号）	○	○	○
（ウ）	○	○	—
（エ）	○	○	—
（オ）（別表第6号）	—	○	○
（カ）	△	△	△
（キ）	○	○	○
（ク）	○	○	○
ウ 誓約書（様式第16号）	○	○	○
エ 修理体制等（別表第7号）	○	○	○
オ 修理に関し参考となる事項	△	△	△

- ※「－」は、書類の添付は不要
- 「△」は、該当するものがある場合には、書類を添付

(2) 各書類の記載例等

ア 申請書

申請書の記載例

様式第十五号（第 45 条関係）

- ・ 印紙貼付のスペースを確保してください。
- ・ 担当窓口で申請書（案）の記載内容の最終確認を受けるまで印紙貼付・送付しないようにしてください。
- ・ 収入印紙は、金額に過不足のないよう貼付してください。

収入印紙
50,000 円

収入印紙
500 円

収入印紙
200 円

登録申請書

- ・ 収入印紙へ会社印・個人印・スタンプやボールペン等の加筆を行わないでください。状態によっては受理いたしません。

平成〇年〇月〇日

総務大臣 殿

- ・ 法人の場合は、法人名、代表者名を記載。電話番号は会社概要等で公表しているものを記載。
- ・ 申請窓口の担当者様ご連絡先（連絡の可能な電話、メール、勤務先の住所、役職等）については、別途適宜様式にて記載したものを同封・添付してください。

郵便番号 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 東京都事業区事業 1 - 2 - 3

(ふりがな)

氏 名 かぶしがいしゃ じぎょう
株式会社 事業

だいはうとりしまりやくしやちやう じぎょう たろう
代表取締役 社長 事業 太郎 ㊟

電話番号 0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8

電気通信事業法第 68 条の 3 第 1 項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 修理を行う事務所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 修理する特定端末機器の範囲

別紙のとおり

3 特定端末機器の修理の方法の概要

別紙のとおり

4 修理の確認の方法の概要

別紙のとおり

- ・記載事項は別紙に記載してください。
- ・別紙を複数種類に分ける場合は、「別紙1」、「別紙2」・・・と番号を付し区別してください。

別紙

1 修理を行う事務所の名称及び所在地

- (1) ○○修理（屋号等名称） 霞が関事務所（店名等）
東京都千代田区霞が関2-1-2
- (2) ○○修理（屋号等名称） 新宿事務所（店名等）
東京都新宿区○○○X-Y-Z
○○アウトレットモールA館1階

- ・複数の事務所で修理を行う場合は、例を参考に、すべて記載してください。
- ・屋号等の名称がある場合は、例を参考に記載してください。

2 修理する特定端末機器の範囲

No.	技術基準適合認定番号等	型式又は名称	製造者名等
1	ADF123456789	ABC1234	○○株式会社
2	ADF234567891	ABC2345	○○株式会社

3 特定端末機器の修理の方法の概要

修理を行う箇所は、表示装置、フレーム、カメラです。
○○株式会社のABC2345については、設計に合致する修理を行います。

- ・設計に合致する修理は、製造業者から技術基準適合認定番号等に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合に限り、ご注意ください。

4 修理の確認の方法の概要

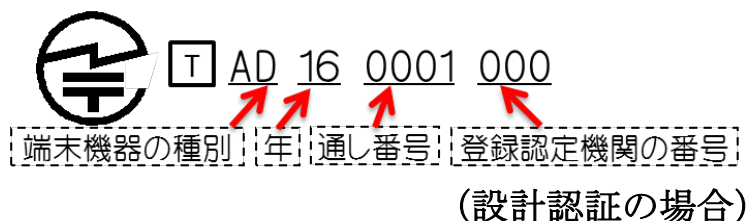
修理の確認は、その確認に係る試験の全部をB社に委託して実施します。

- 注1 法人にあつては、名称及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 修理を行う事務所が複数ある場合には、それらを全て記載すること。また、事務所の数が多い場合には、適宜別紙に記載することができる。
 - 3 技術基準適合認定番号等及び「技術基準適合認定を受けた端末機器の型式又は名称」、「設計認証に係る設計に基づく端末機器の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の型式又は名称」を記載すること（次ページ参照）。また、技術基準適合認定等を取得した者等の名称も併せて記載すること。端末機器の数が多い場合には、適宜別紙に記載することができる。
 - 4 修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレータ及び電池等）について記載すること。
 - 5 修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合には、その旨を記載すること。このとき、対象となる特定端末機器を明示すること。
 - 6 修理の確認に係る試験の内容及び実施体制を記載すること。当該試験の全部又は一部を他者に委託して実施する場合には、その旨記載すること。また、記載が大部になる場合には、適宜別紙に記載することができる。
 - 7 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

【参考】 技術基準適合認定番号等について

技術基準適合認定等を取得した端末機器の場合、以下のような表示が付されている。技術基準適合認定等の状況は、総務省HP（次のURL）において公示されており、技術基準適合認定番号や端末機器の名称などを確認することができます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/tanmatsu/index.htm>



1. 端末機器の種類（認定規則様式第7号）

端末機器の種類	記号
1 第3条第1項第1号に掲げる端末機器	A
2 第3条第1項第2号に掲げる端末機器	E
3 第3条第1項第3号に掲げる端末機器	F
4 第3条第1項第4号に掲げる端末機器	B
5 第3条第1項第5号に掲げる端末機器	C
6 第3条第1項第6号に掲げる端末機器	D

第3条 第1項	
第1号	アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。以下同じ。）であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（第三号に掲げるものを除く。）
第2号	インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用す

	るものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器
第3号	インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される端末機器
第4号	無線呼出用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し(これに付随する通報を含む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器
第5号	総合デジタル通信用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器
第6号	専用通信回線設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。)又はデジタルデータ伝送用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

イ 修理方法書

修理方法書は、申請書に添付する書類として電気通信事業法（第 68 条の 3）に規定されています。

本制度で対象としている端末機器の修理は、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ない箇所に限っております。

具体的には、

- ① 表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ない箇所の修理
- ② 同等の部品を用いる修理
- ③ 製造業者との間の契約等に基づき設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理

を対象としています。

また、修理方法書には、登録した端末の修理について、各修理個所の具体的な修理手順（例：分解→部品の交換等の修理→組立）が順序立てて記載されていることが必要となります。

このほか、次の点にも留意して修理方法書を作成してください。

- ・ 修理方法書に記載のない方法で修理及び修理の確認を行うことはできませんので、あらかじめ、どの端末機器を修理対象とし、対象機器のどの部分についてどのように修理を行うのか、十分に検討を行ってください。
- ・ 1 の登録修理業者の登録における修理方法書は、1 つ（1 冊）にしてください。登録時又は変更登録によって修理する特定端末機器が 2 以上となる場合には、「個々の特定端末機器の修理に共通する事項」は修理方法書の本体部分（修理手順に横断的に適用する内容）に集約し、「各々の特定端末機器に固有の修理手順及び修理の確認手順」は個別の手順書として作成（修理方法書の添付書類）とするなど、将来、修理する対象機器の追加等を考慮したものとしてください。
- ・ 修理方法書によって修理を行う店舗・事務所等で実際に接客や修理を担当する者が修理の手順を理解し、これに基づいて作業することが必要です。
- ・ 修理方法書には、法令上で記載を義務付けられている 8 つの事項（2（1）イ（ア）から（ク）まで）を含め、修理の依頼を受けてから修理後に機器を返すまでの流れ（認定規則様式第 19 号の表示を付す、修理及び修理の確認の記録を作成する等を含む）を記載してください。
- ・ 提出する書類は、原則、A 4 縦により作成してください。

(ア) 修理の手順

「修理の手順」は、申請書に記載した修理の箇所について、全ての作業手順（例：分解→部品の交換等の修理→組立）、作業の管理方法（作業結果の確認、作業上の注意等）等を写真や図を用いて修理の箇所ごとに作業手順を明確化し記載してください。

例えば、「修理の手順」については、修理担当者が、どの箇所から分解を行い、修理部品をどのように交換し、どのように組み立てるのかなど、写真を用いた作業手順と作業上の注意事項等に従って修理を行えば、同様の修理が可能となるような作業マニュアルをイメージしていただくことが適当です。注意事項を併せて追記することにより、分解した部品の保管や工具の使用方法等がわかりやすくなり、一層その修理作業の精度向上に資することになります。

また、異なる箇所の修理に共通する作業手順は、その旨がわかるように記載してください。

(イ) 修理の確認の手順

修理した特定端末機器が法令で定める技術基準を満たしていることを確認する測定(試験)手順を記載してください。

具体的には、認定規則別表第6号に従い、同規則別表第1号2に定める試験のとおり行われており、その結果(測定値)が技術基準を満たしていることを確認する手順について記載してください。

(ウ) 測定器等の名称又は型式及び製造業者名

試験で用いる測定器等(測定器及び測定に使用するその他の設備)の名称又は型式及び製造業者名(試験の全部を委託する場合を除く。)は、電気通信事業法別表第3に記載された測定器等(測定器その他の設備)について、「記載例」を参考に記載ください。

(エ) 較正等の計画

(ウ)の測定器等の保守及び管理並びに電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等(較正又は校正)の計画(試験の全部を委託する場合を除く。)を記載してください。

その際、具体的な較正等の計画に関する規程があれば、参考として添付してください。

(オ) 修理の確認の手順（別表第6号）及び委託に係る計画

修理の確認を行うことは、本制度において修理した特定端末機器が技術基準を満たすことを確認するために重要なものです。

修理の確認に係る試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する外部の者に対して、当該試験の全部又は一部を委託する場合には、その適正な実施を確保するために委託先との間で取り交わす書類に次の内容を記載してください。

- ・ 認定規則別表第1号2に定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項
- ・ 電気通信事業法別表第3に掲げる測定器等であって、電気通信事業法第87条第1項第2号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（認定規則第5条の2の測定器その他の設備にあつては、同上の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。※）以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

※ 関連Q&A 9及び11をご参照ください。

- ・ 確認する機器に記録された情報の管理方法に関する事項
- ・ その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

※ 委託内容を示す資料（委託契約書（案））等を添付してください。

上記の「その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項」には「ウ 測定器等の名称又は型式及び製造業者名」、「エ 較正等の計画」に関する事項、試験結果が必要な精度を満たしていること、それらの測定環境を確保するための情報（試験日、試験場所、試験環境、試験の実施者（測定者）の情報）等、試験結果を検証する上で必要な事項」を記載してください。

認定規則別表第6号5に基づき試験を省略しようとする場合には、「2以上の確認する機器の検証において、当該確認する機器のうちの一部のものについて試験を行った結果、当該確認する機器のうちその他のものが設計に合致していることが合理的に推定できる」ことについて、登録修理業者が行う修理において、当該確認する機器のうち一部の試験の結果からその他のものが設計に合致していること（例えば、修理の手順を事前に検証した内容や修理事業を実施するうえで、技術基準を確保していることの確認手順等）が、修理業者自らが設計に合致していると判断した旨をとりまとめ記載してください。

「修理の確認」において試験を省略する特定端末機器の「修理の確認の記録」は、試験の実施結果、検証結果等の代わりに、「試験を省略した事実」と「修理方法書に記載する試験が省略可能な条件を満たすと判断した根拠となる事実を記載すること」の2点の記録が必要となります。

(カ) 製造業者から情報の提供を受けている内容

製造業者との契約等により修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号等（技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号）に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、提供を受けている情報について記載してください。

(キ) 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項

特定端末機器本体の記録装置や外部ストレージなどに記録された修理を依頼する者に関する情報等を、どのように取り扱い管理するか、その方法を記載してください。

(ク) 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続

修理を依頼する者が不利益を受けるおそれがある事項（例：修理を行うことにより製造者保証が無効となってしまう可能性、純正の部品を用いないことによる性能の低下 等）に関し、説明及び同意取得の方法等を記載してください。

登録修理業者 修理方法書

○ 留意事項

- 修理方法書の記載項目は認定規則第 45 条第 2 項に定められています。また、作成上の留意事項等は、「2 登録申請の手続きについて」の(2)イに記載しております。
- 次ページ以降の記載例は、修理対象端末の違いや修理手順、自社が確認を行う場合、全部又は一部を外部に委託する場合等確認の方法が異なるため、ここに示す記載例は、申請する者が作成する修理方法書の参考としてください。

平成●●年●●月

●●株式会社

1. 弊社の修理事業の概要

○ 記載にあたってのポイント

本項には、次の事項を記載してください。

① 修理方法書の位置づけ

- 修理を行う事業所の名称及び所在地（申請書の項1に記載したものと同じであればその旨の記載。）
- 申請者と別の法人等の屋号等の名称により修理を行う事務所を設置する場合はその旨と、関係資料等の添付
- 申請者の法人等と申請により登録する一部の事務所の法人等が異なる場合はその旨と、関係資料等の添付
- 修理方法書に基づき修理及び修理の確認を実施する旨、実施上の前提 等

② 提供する修理サービスの内容

- 修理の方法及び修理の確認の概要
- 登録の基準に適合している旨の内容
- 詳細は、2の「修理の方法」に記載

③ 修理事業者と修理依頼者との締結及び注意事項等に関する内容

- 登録を受けた方法による修理が不可能な場合や、修理の確認を行って技術基準を満たさなかった場合の取扱いを含む

2. 修理の方法

2.1. 修理の手順

○ 記載にあたってのポイント

- 修理の箇所ごとの作業手順及び作業の管理の方法等は、写真及び図表を用いるなどにより、必要な作業が確実に理解・実施されるよう記載してください。
- 使用する工具及び部品に間違いがないように明示してください。
- 修理作業時の留意点等を明示してください。
- 上記のほか、登録後に実施する修理サービスの提供に関すること。

2.2. 修理の確認の手順

○ 記載にあたってのポイント（次の事項について記載してください。）

- 修理した端末機器が電気通信事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準へ適合するものであることの説明。
- 認定規則別表第6号に従って実施することについて説明。
- 試験を委託するときには、認定規則別表第6号に定める事項の実施に関する受託者との取決めの内容及び委託による試験の適切な実施が確保できることについて説明。
- 修理及び修理の確認の記録及び保存の方法等の説明（修理及び修理の確認の記録として認定規則別表第6号に基づき実施した試験の実施状況（試験の全部又は一部を委託し、実施する場合はその旨を含む。）及び試験の結果（認定規則別表第6号第5項により試験を省略する場合はその旨）の保存方法等に関する説明を含む。）

3. 修理の確認に使用する測定器等

修理の確認に用いる測定器等は次表のとおりです。

測定器等の設備の 名称	型式名 又は名称	製造業者名	製造番号	較正 年月日	備考
絶縁抵抗計	S8888	〇〇計測株式会社	0001	H . . .	

4. 測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

修理の確認に用いる測定器等の保守及び管理は、弊社の「計測器管理規程」に基づき実施します。

「計測器管理規程」には、保守及び管理に関する次の事項を規定しています。

- 測定器の較正計画
 - ※ 毎年、1 回以上の較正（電気通信事業法第 87 条第 1 項第 2 号イからニまでのいずれかの較正等）を実施すること、測定器の較正周期は前回の較正日から 12 か月以内に実施すること 等
- 較正を行った測定器には、較正等の実施日を記入した「較正シール」を貼付すること

○較正シールの例

較 正 済	
較 正 実 施 日	平成 年 月 日
較 正 期 限	平成 年 月 日
較正実施者：○○○○○	

- 測定器に不具合等が発見された場合の手続き 等

※ 上記に関する参考資料として、「計測器管理規程」を添付します。

（注：較正期間の詳細については、Q&A 9 及び 11 をご参照ください。）

5. 製造業者等との契約により修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号等に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供

○ 留意事項

情報の提供を受けている場合は記載してください。

6. 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項

○ 記載にあたってのポイント（次の事項について記載してください。）

- 端末機器の内部記録装置、外部記録装置（SDカード等）の取扱いに関する説明。
- 端末機器に記録された情報の管理体制、情報セキュリティに関する教育、訓練の実施等に関する説明。（情報セキュリティ規程、情報管理規程等がある場合は、その説明も含む。）

7. 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続

○ 記載にあたってのポイント（次の事項について記載してください。）

- 修理を依頼する者に対して、依頼時に理解を求め、同意を得る項目及びその方法について説明。

特定端末機器に特有な修理及び修理の確認の手順は次表のとおり。

手順書の番号	修理する特定端末機器の型式又は名称
手順書 1	ABC 1 2 3 4

○ 留意事項

- 「各々の特定端末機器に固有の修理の手順及び修理の確認の手順」は、別に作成し、次ページ以降に添付してください。
- 各手順書は、手順が写真や図表等を用いて明確化されるよう作成してください。

ABC1234（〇〇株式会社）に固有の修理の手順及び修理の確認の手順

- 1 修理の箇所と、それに対応する分解の手順、部品交換・組立の手順の一覧
- 2 分解の手順
- 3 部品交換、組立の手順

1 修理の箇所とそれに対応する分解の手順、部品交換・組立の手順の一覧

修理の箇所	分解（注1）	部品交換・組立（注2）
表示装置	分解手順01	交換・組立手順01
電池	分解手順02	交換・組立手順02
カメラ	分解手順03	交換・組立手順03

※赤字部分は、実際の記述にあわせて修正してください。

注1：実際に修理する際は、修理しようとする特定端末機器の修理が必要な箇所がすべて修理可能となるまで分解を行う。

注2：故障（不具合）の原因が部品の場合には、それと同等の部品に交換して組立作業を行う。使用されていた部品に不具合がない場合には、その部品を用いて組立作業を行う。

2 分解の手順

分解手順01 : ○○の分解

作業箇所の写真	作業の手順（使用治具、作業上の注意を含む）

3 部品交換、組立の手順

交換、組立手順01 ○○の分解

作業箇所の写真	交換部品	作業の手順（使用治具、作業上の注意を含む）

ウ 誓約書

誓約書の様式として、認定規則様式第 16 号が規定されていますので、この様式に従って作成してください。

誓約書の記載例

様式第十六号（第45条及び第49条関係）

誓 約 書

平成〇年〇月〇日

総務大臣 殿

(ふりがな)

氏 名 ^{かぶしきがいしゃ} ^{じぎょう}
株式会社 事業
^{だいひょうとりしまりやくしゃちょう} ^{じぎょう} ^{たろう}
代表取締役社長 事業 太郎 ㊟

登録申請者（及びその役員）が、電気通信事業法第68条の4第2項各号に該当しないことを誓約します。

エ 修理体制、管理体制等の管理に関する事項

認定規則別表第7号の各項目について、記載してください。

(参考：認定規則別表第7号)

	事項	記載内容
一	組織並びに管理者の責任及び権限	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な業務を管理し、実行し、又は検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
二	法第六十八条の七の義務を履行するための管理の方法	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な特定端末機器の取扱いにおける管理の方法に関する規程が具体的かつ体系的に整備され、それに基づき当該義務が適切に履行されることの説明
三	特定端末機器の修理の方法	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な特定端末機器の修理の手順に関する規程及び修理の確認の手順に関する規程が整備され、それに基づき修理及び修理の確認が適切に行われることの説明
四	測定器その他の設備の管理	特定端末機器の修理の確認に必要な測定器等の管理に関する規程が整備され、それに基づき測定器等の設備の管理が適切に行われていることの説明
五	その他	その他法第六十八条の七の義務を履行するために必要な事項

オ 修理に関し参考となる事項

実施する修理に関して、電気通信事業法令で定める技術基準に適合することの客観的な証明又は説明の資料として有用なものがあれば、当該証明又は説明したい事項が記載されている書類に提出意図を記載のうえ、「修理に関し参考となる事項」に関する書類として提出してください。

例として、次のようなものが考えられます。

- 登録を受けるに当たり実施する予定の修理の方法による修理の結果が電気通信事業法令で定める技術基準を満たすことを自ら確認した場合の資料
- 実施する修理のいずれもが電気通信事業法令で定める技術基準を満たすために実施している修理技術向上のための取組等
- 適切な修理の実施を確保するために実施している修理及び修理の確認に関する見直し等の取り組み

3 関係法令（抜粋）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（修理業者の登録）

第六十八条の三 特定端末機器（適合表示端末機器に限る。以下この条、次条及び第六十八条の七から第六十八条の九までにおいて同じ。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 修理する特定端末機器の範囲

四 特定端末機器の修理の方法の概要

五 修理された特定端末機器が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することの確認（次項、次条及び第六十八条の七から第六十八条の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

3 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、特定端末機器の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準）

第六十八条の四 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 特定端末機器の修理の方法が、修理された特定端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 修理の確認の方法が、修理された特定端末機器が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 第六十八条の十一の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

二 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があること。

3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（登録簿）

第六十八条の五 総務大臣は、第六十八条の三第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなけれ

ばならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第六十八条の三第二項各号に掲げる事項

(変更登録等)

第六十八条の六 登録修理業者は、第六十八条の三第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 第六十八条の三第三項及び第六十八条の四の規定は、第一項の変更登録について準用する。
- 4 登録修理業者は、第六十八条の三第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき（第一項の変更登録を受けたときを除く。）又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録修理業者の義務)

第六十八条の七 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

- 2 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第六十八条の八 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に修理をした旨の表示を付さなければならない。

- 2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特定端末機器の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に、第五十三条第二項（第百四条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第百四条第七項において準用する場合を含む。）、第六十五条又はこの項の規定により当該特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付することができる。

(登録修理業者に対する改善命令等)

第六十八条の九 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するた

めに必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の七の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特定端末機器が、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認められる場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特定端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第六十八条の十 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつたときは、第六十八条の三第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第六十八条の十一 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第二項第二号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - 一 第六十八条の六第一項若しくは第四項又は第六十八条の八第一項の規定に違反したとき。
 - 二 第六十八条の九の規定による命令に違反したとき。
 - 三 不正な手段により第六十八条の三第一項の登録又は第六十八条の六第一項の変更登録を受けたとき。

(登録の抹消)

第六十八条の十二 総務大臣は、第六十八条の十第二項の規定により登録修理業者の登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録修理業者の登録を取り消したときは、当該登録修理業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の基準)

第八十七条 (略)

- 一 別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合認定を行うものであること。
- 二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校

正（以下この号において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）以内のものに限る。）を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構（ハにおいて「機構」という。）又は電波法第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正

ロ 計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う較正であつて、機構又は電波法第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの

ニ イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等

三 （略）

2・3 （略）

（報告及び検査）

第百六十六条 （略）

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、当該技術基準適合認定に係る端末機器に関し報告をさせ、又はその職員に、当該技術基準適合認定を受けた者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「当該技術基準適合認定に」とあるのは、認証取扱業者については「当該認証取扱業者が受けた設計認証に」と、届出業者については「その届出に」と、登録修理業者については「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

4～6 （略）

7 第一項の規定又は第二項（第三項若しくは前項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第五項若しくは前項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項の規定又は第二項（第三項若しくは第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第五項若しくは第六項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（端末機器等の提出）

第百六十七条 総務大臣は、前条第二項の規定によりその職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機

器又は当該端末機器の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、期限を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。

2 国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を当該技術基準適合認定を受けた者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

4 前三項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは、「前条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5～7 (略)

第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十三条第三項又は第六十八条の八第二項の規定に違反して表示を付した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～十五 (略)

十六 第百六十六条第一項、第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第百六十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六十八条の六第四項、第六十八条の十第一項、第八十五条の六第二項又は第九十条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (略)

別表第三 (第八十七条関係)

一 電圧電流計

二 オシロスコープ

三 インピーダンス分析器

四 絶縁抵抗計

五 光パワーメータ

六 レベル計

七 スペクトル分析器

八 プロトコル分析器

九 発振器

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（手数料）

第十三条 法第七百七十四条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第十三条関係）

手数料を納めなければならない者	金額
一～三（略）	（略）
四 法第六十八条の三第一項の規定による登録を受けようとする者	五〇、七〇〇円
五 法第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者	一九、〇〇〇円
六～九（略）	（略）
備考（略）	

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）

第五章 登録修理業者

（登録の申請）

第四十五条 法第六十八条の三第一項の登録を受けようとする者は、様式第十五号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第六十八条の三第三項の修理方法書（以下「修理方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 修理の手順

二 修理の確認の手順

三 前号に規定する修理の確認に使用する測定器等の名称又は型式及び製造業者名（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除く。）

四 前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除く。）

五 第二号に規定する修理の確認において、修理する特定端末機器の試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第六号第三項（1）から（4）までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画

六 製造業者との契約等により修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号（以下「技術基準適合認定番号等」という。）に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容

七 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項

八 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続

3 法第六十八条の三第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び様式第十六号の誓約書とする。

一 別表第七号に掲げる修理体制、管理体制等の管理に関する事項

二 前号に掲げる事項のほか、特定端末機器の修理に関し参考となる事項

4 第二項第二号の修理の確認の手順は、別表第六号に定めるところによるものとする。

（妨害を与えるおそれの少ない修理の方法の基準等）

第四十六条 法第六十八条の四第一項第一号の総務省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一 修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ないものであること。

二 同等の部品を用いるものであること。

三 前二号の規定にかかわらず、製造業者との間の契約等に基づき設計及び修理の方法

に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。

- 2 特定端末機器の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。
- 3 前条第二項第一号の修理の手順においては、特定端末機器の修理における当該特定端末機器に記録された情報の漏えいの防止のための措置その他情報の管理及び取扱いの方法が明らかでなければならない。

(変更登録)

第四十七条 法第六十八条の六第一項の変更登録を受けようとする登録修理業者は、様式第十七号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 2 法第六十八条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、修理する特定端末機器の範囲を縮小するものとする。

(通知)

第四十八条 総務大臣は、法第六十八条の三第一項の登録をしたときは、その旨及び登録番号を当該登録の申請をした者に通知するものとする。

- 2 総務大臣は、法第六十八条の六第一項の変更登録をしたときは、その旨を当該変更登録の申請をした者に、通知するものとする。

(変更の届出)

第四十九条 登録修理業者は、法第六十八条の六第四項の届出をしようとするときは、様式第十八号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、届出者が法人の場合であって、役員に変更があるときは、様式第十六号の誓約書を添付しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の届出があった場合には、登録を変更するものとする。

(修理及び修理の確認の記録等)

第五十条 法第六十八条の七第二項の修理及び修理の確認の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 技術基準適合認定番号等、製造番号その他修理した特定端末機器を特定できる番号
- 二 修理及び修理の確認の年月日
- 三 修理及び修理の確認を行った責任者の氏名
- 四 修理及び修理の確認の内容

- 2 前項の修理及び修理の確認の記録は、当該修理の確認をした日から十年間保存しなければならない。
- 3 第一項の修理及び修理の確認の記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第五十一条 法第六十八条の八第一項の規定による表示は、様式第十九号によるものとする。

2 登録修理業者は、法第六十八条の八第三項の規定により修理した特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付するときは、当該付されている表示が、様式第七号による表示である場合にあっては同様式注1から注3まで、様式第十四号による表示である場合にあっては同様式注1から注3までによらなければならない。

(廃止の届出)

第五十二条 登録修理業者は、法第六十八条の十第一項の届出をしようとするときは、様式第二十号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(公表)

第五十三条 総務大臣は、法第六十八条の三第一項の登録若しくは法第六十八条の六第一項の規定による変更登録をしたとき又は登録修理業者から法第六十八条の六第四項の規定による変更の届出があったときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 氏名又は名称

二 事務所の名称及び所在地

三 登録若しくは変更登録をした年月日又は登録修理業者が変更をした年月日

四 登録番号

五 登録若しくは変更登録又は登録修理業者が変更をした修理する特定端末機器の範囲及び修理の箇所

2 総務大臣は、登録修理業者から法第六十八条の十第一項の届出があったとき又は法第六十八条の十一の規定による登録の取消しをしたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 氏名又は名称

二 事務所の名称及び所在地

三 登録の年月日

四 登録番号

五 事業を廃止し、又は登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

第六章 雑則

(総務大臣に提出する書類の作成等)

第五十四条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類（技術基準適合自己確認に係

る確認方法書を除く。)は、日本語で作成するものとする。

- 2 第五章の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する書類は、当該書類の記載事項の全てを記録した電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。

別表第一号 技術基準適合認定のための審査（第五条、第八条、第二十五条及び第二十七条関係）

技術基準適合認定のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 (略)

二 試験

申込機器について、技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。または、次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類が提出された場合は、当該申込機器の提出を要しないものとし、試験に代えて当該試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類等により適合性の審査を行うものとする。

(1) 法第八十七条第一項第二号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。

(2) 技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。

三 (略)

別表第六号 修理の確認の手順（第四十五条第二項第五号及び第四項関係）

修理の確認を要する特定端末機器（以下この表において「確認する機器」という。）について、次のとおり試験を行い、技術基準に適合することを検証する。

一 別表第一号二の規定を確認する機器の試験の検証について準用する。この場合において、同二中「申込機器」とあるのは「修理の確認を要する特定端末機器」と読み替えるものとする。

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して行う。

三 確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

(1) 別表第一号二に定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

(2) 法別表第三に掲げる測定器等であって、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

(3) 確認する機器に記録された情報の管理方法

(4) その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

四 試験を他の者に委託する場合は、当該委託した試験の結果が三の取決めに従って適正に得られたものであり、かつ、技術基準に適合することを検証し、確認する。

五 二以上の確認する機器の検証において、当該確認する機器のうちの一部のものについて試験を行った結果、当該確認する機器のうちその他のものが設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該確認する機器のうちその他のものについて、試験を省略することができる。

別表第七号 修理体制、管理体制等の管理（第四十五条第三項第一号関係）

修理体制、管理体制等の管理に関する説明は、次の表に掲げる事項とする。

	事項	記載内容
一	組織並びに管理者の責任及び権限	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な業務を管理し、実行し、又は検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
二	法第六十八条の七の義務を履行するための管理の方法	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な特定端末機器の取扱いにおける管理の方法に関する規程が具体的かつ体系的に整備され、それに基づき当該義務が適切に履行されることの説明
三	特定端末機器の修理の方法	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な特定端末機器の修理の手順に関する規程及び修理の確認の手順に関する規程が整備され、それに基づき修理及び修理の確認が適切に行われることの説明
四	測定器その他の設備の管理	特定端末機器の修理の確認に必要な測定器等の管理に関する規程が整備され、それに基づき測定器等の設備の管理が適切に行われていることの説明
五	その他	その他法第六十八条の七の義務を履行するために必要な事項

登録申請書

注：登録申請の記載例を
参考にして記載

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

電気通信事業法第68条の3第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 修理を行う事務所の名称及び所在地
- 2 修理する特定端末機器の範囲
- 3 特定端末機器の修理の方法の概要
- 4 修理の確認の方法の概要

注1 修理する特定端末機器の範囲には、技術基準適合認定番号等及び「技術基準適合認定を受けた端末機器の型式又は名称」、「設計認証に係る設計に基づく端末機器の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の型式又は名称」を記載すること。

2 修理の方法の概要には、修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、差込み口、コネクタ、パイプレーター及び電池等）について記載すること。なお、修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合は、修理の箇所のほか、その旨を記載すること。

3 修理の確認の方法の概要には、試験の内容及び実施体制を記載すること。

4 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

誓 約 書

年 月 日

総務大臣 殿

注：新規登録申請、変更申請
の場合並びに変更届出時
役員に変更がある場合は
この誓約書を添付

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名）

登録申請者（及びその役員）が、電気通信事業法第68条の4第2項各号に該当しないことを誓約します。

注1 不要な文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

登録番号及び登録年月日

電気通信事業法第68条の6第1項の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更の内容
- 3 変更予定年月日
- 4 変更の理由

注1：登録申請の記載例を参考にして記載（各項について別紙に記載）

注2：変更年月日は、変更を予定する日を記載

- 注1 変更しようとする事項には、「修理する特定端末機器の範囲」、「特定端末機器の修理の方法の概要」及び「修理の確認の方法の概要」の別を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
 - 3 修理する特定端末機器の範囲を追加する場合は、当該追加に係る第45条第2項第3号及び第4号並びに同条第3項に係る書類を添付すること。
 - 4 修理方法書を変更したときは、変更後の修理方法書を添付すること。
 - 5 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

注：変更の際の別紙の記載例

1 変更しようとする事項

修理を行う事務所、修理する特定端末機器の範囲

2 変更の内容

	変更前	変更後
1	修理を行う事務所等 2 事務所を登録済み	修理を行う事務所等 2 事務所に加え、次の1 事務所（自社の事務所）を追加 （3）〇〇修理（屋号等名称）大阪事務所 〒123-4567 大阪府大阪市〇〇区〇〇1-2-3 登録済みの次の1 事務所を削除 （2）〇〇修理東京第2 事務所 以上、合計2 事務所 （注：事務所の追加・削除のみの場合は、申請ではなく、 原則、届出（変更後に変更年月日を記載し提出）を 行ってください。）
2	修理する特定端末機器の範囲 1 機種を登録済み	修理する特定端末機器の範囲 今回追加する1 機種（機種名）を修理する特定端末機器 の範囲に追記
3	修理方法書 1 機種を登録済み	修理方法書 手順について、今回追加する1 機種のを追加（別添 の修理方法書（手順）のとおり）
4	試験委託契約書 1 機種を登録済み	試験委託契約書 今回追加する1 機種のを追加（別添の契約書（写 し）のとおり）
5	試験結果報告書 1 機種を登録済み	試験結果報告書 今回追加する1 機種のを追加（別添の契約による報 告書のとおり）
6	修理の確認に関する記録 1 機種を登録済み	修理の確認に関する記録 今回追加する1 機種のを追加（別添の修理の確認に 関する記録（注：認定規則第50条の試験結果の確認に関す る書類（様式は適宜））のとおり）

3 変更予定年月日

平成〇年〇月〇日

4 変更の理由

修理を行う事務所の追加及び削除のため

修理を行う機種の追加のため

注：変更申請の場合、変更年月日は申請日以降の
予定日を記載すること。（申請時の予定であ
り、実際に登録される変更年月日は、登録後
に交付される変更登録通知書に記載された年
月日となります。）

変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

登録番号及び登録年月日

電気通信事業法第68条の6第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

注1：登録申請の記載例を参考にして記載（各項について別紙に記載）
注2：変更した事項は、変更申請の変更の内容の記載例を参考に記載
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名が変更になった場合についても記載が必要
注3：変更年月日は、登録内容を変更した日を記載
注4：様式右上の提出日付は、変更年月日以降の日付を記載
注5：届出は印紙不要

注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照し

- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第十九号（第51条関係）

表示は、認定規則第48条の規定により通知された登録番号（T及び6桁の数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加したものとする。

登録修理

T××××××

- 注1 文字の大きさは、高さ3ミリメートル以上であること。
2 材料は、容易に損傷しないものであること。
3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

様式第二十号（第52条関係）

廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者

の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

登録番号

電気通信事業法第68条の10第1項の規定により登録に係る事業を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した年月日 年 月 日

注 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

4 Q&A

Q 1 登録申請の際の手数料はどのようにして納めるのか。

A 1 登録申請の申請書の余白（記載例を参照）に、手数料の額（50,700円）に相当する収入印紙を過不足の無いよう貼付します。
なお、消印はしないよう注意願います。

※ 収入印紙には、社印・個人印で消印しないこと、ボールペン等で加筆しないこと。
収入印紙にこのような加工が行われていると受理しない場合があります。

（参考）関係法令

○電気通信事業法施行令
（手数料）

第十三条 法第七十四条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第十三条関係）

手数料を納めなければならない者	金額
一～三 (略)	(略)
四 法第六十八条の三第一項の規定による登録を受けようとする者	五〇、七〇〇円
五 法第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者	一九、〇〇〇円
六～九 (略)	(略)
備考 (略)	

Q 2 登録申請書の提出方法を教えてほしい。

A 2 作成した書類を

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課
登録修理業者担当

あてに郵送してください。

提出に際し、事前にQ3の連絡先にご連絡願います。

Q 3 登録申請は、電波法と電気通信事業法の両方で行わなければならないのか。

A 3 個々に登録が必要です。

書類提出先並びに連絡先は、以下のとおりです。

○電気通信事業法関連

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

電気通信技術システム課 登録修理業者担当
電話番号 03-5253-5862

○電波法関連

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2
総務省 総合通信基盤局 電波部
電波環境課 認証推進室 登録修理業者担当
電話番号 03-5253-5908

Q 4 登録申請をしないと違法なのか。

A 4 登録修理業者制度の登録は義務ではありません。

Q 5 登録した修理を行う事務所以外に、修理する事務所を追加する場合は、どのような手続を行う必要があるのか。

A 5 修理を行う事務所を変更した場合は、認定規則様式第 18 号により遅滞なく変更届を提出してください。

Q 6 申請者の法人等と登録する事務所の法人等が異なる場合に、契約等を条件とすることでまとめて一の申請（変更）を行うことは可能か。

A 6 登録修理業者制度においては、申請者と修理を行う事務所（店舗等）が同一法人等であることを想定しているものです。（申請者は、電気通信事業法に定める手続き、管理・監督上の行為について、一の登録修理業者としての義務や責任を有することとなります。）

ただし、申請者が登録する事務所の他に、申請者以外の法人や個人（以下、「他の法人等」という）が店舗名等を同一にして当該修理を行う事務所を設置したいという要望もあることから、このような場合、申請者が自ら修理を行うことと同様、他の法人等を含め、実施体制・管理体制等が下記の要件を満たしているものと確認できるものであれば、申請者以外の他の法人等であっても事務所を設置することを可能とします。

なお、店舗名等が同一の場合であっても、法人ごとに申請を行う場合には、個別に審査・登録を行うこととなりますので、個別に申請手続きを行っていただきます。（次の要件は適用されません。）

（申請者の法人等と事務所の法人等が異なる場合の要件）

1. 申請者は、契約等により他の法人等に修理の実施や窓口業務等を行わせる場合

は、修理方法書や窓口業務等の内容のほか、他の法人等と締結する具体的な契約等の内容が確認できる資料を添付してください。

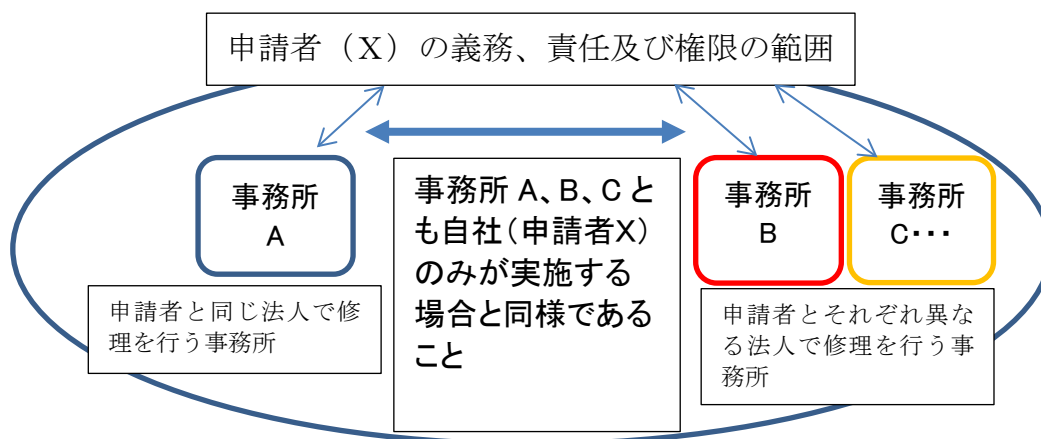
※ 添付資料に盛り込む内容

- ①登録に係る修理業務を行う全ての事務所（申請者及び他の法人等）の法人名又は個人名、住所を記載した資料。
- ②申請者が自社のみで実施する場合と同様に、他の法人等を含む組織体制や責任体制、窓口業務や書類等の保管方法（管理主体の説明を含む。）を記載した資料。
- ③修理の手順、修理の確認の方法等、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 45 条に規定する事項が他の法人等においても同様に実施できることの説明資料。
- ④登録修理業者として行う業務に関して申請者と他の法人等の間で取り交わす契約書の写し。
- ⑤その他、上記に関連する資料等。

2. 申請者は、他の法人等が行う登録修理業務を含め、登録に係る修理業務の実施において、電気通信事業法令上の義務、表示、改善命令、廃止の届出、登録の取消し等についての全ての義務、責任を負うことについて、申請書及び契約書案等に記載してください。

3. 変更届の場合も同様となります。

(参考) 申請者 X が修理を行う事務所 B、C（X 以外の者）を追加する場合



※ 申請者 X は、すべての事務所の責任を負うことになるため、いずれかの事務所で問題を起こした場合には、すべての事務所を対象として、申請者 X がその問題の責任を負う。

Q 7 修理方法書に何を記載すればよいかわからない。

A 7 次の (ア) から (ク) までの 8 つの項目^(注) を記載してください。

- (ア) 修理の手順
- (イ) 修理の確認の手順（認定規則別表第 6 号に従っている必要があります。）
- (ウ) (イ) の修理の確認に使用する測定器その他の設備（以下「測定機器等」といいます。）の名称又は型式及び製造業者名（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除きます。）
- (エ) (イ) の修理の確認に使用する測定器等の保守及び管理並びに法第 87 条第 1 項第 2 号の較正又は校正の計画（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除きます。）
- (オ) (イ) の修理の確認において、修理する特定端末機器の試験の全部又は一部を委託する場合は、認定規則別表第 6 号に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画
- (カ) 製造業者との契約等により修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容
- (キ) 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項
- (ク) 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続

注：修理方法書に記載しなければならない項目は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 45 条に規定されています。

(参考) 関係法令

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則

（登録の申請）

第四十五条 法第六十八条の三第一項の登録を受けようとする者は、様式第十五号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第六十八条の三第三項 の修理方法書（以下「修理方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 修理の手順
- 二 修理の確認の手順
- 三 前号に規定する修理の確認に使用する測定器等の名称又は型式及び製造業者名（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除く。）
- 四 前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画（修理する特定端末機器の試験の全部を委託する場合を除く。）
- 五 第二号に規定する修理の確認において、修理する特定端末機器の試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第六号第三項（1）から（4）までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画
- 六 製造業者との契約等により修理する特定端末機器の技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号（以下「技術基準適合認定番号等」という。）に係る設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容
- 七 特定端末機器に記録された情報の管理及び取扱いに関する事項

- 八 修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項の説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続
- 3 法第六十八条の三第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び様式第十六号の誓約書とする。
- 一 別表第七号に掲げる修理体制、管理体制等の管理に関する事項
 - 二 前号に掲げる事項のほか、特定端末機器の修理に関し参考となる事項
- 4 第二項第二号の修理の確認の手順は、別表第六号に定めるところによるものとする。

Q 8 これまでに販売されたすべての特定端末機器を登録したいと考えているが、修理方法書はどれか一つを作成し提出すればよいのか。

A 8 登録を受けて修理するすべての特定端末機器の修理方法書を作成し提出していただくことになります。

なお、1つの申請の中でまとめて行うことができます。

Q 9 修理の確認に必要なものはどのようなものか。また、試験に必要な測定器を揃えたいが、どうしたらよいか。

A 9 修理の確認では、修理した特定端末機器の試験を実施した結果が電気通信事業法令で定める技術基準を満たすことを確認していただく必要があります。

試験に用いる測定器等は、毎年、較正又は校正（注）を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものを使用してください。（測定器等の較正等の期間延長に係る規定の整備については、Q11を参照）

なお、測定器に関しては、技術基準への適合が確認可能な機能及び性能を持つ測定器であれば、購入、レンタル、リース等いずれかの方法でも可能です。

各測定器の機能等は、メーカーや取扱い販売店等にお尋ねください。

また、試験は、自ら実施するほか、一部又は全部を他の者に委託して実施することができます。A11をご参照ください。

（注）測定器の較正又は校正は、電気通信事業法第87条第1項第2号イからニまでのいずれかの方法により実施する必要があります。

Q10 修理の確認とは、何をすればよいのか。試験の代わりに、無線LANの接続試験を行って問題なく接続されれば良いのか。

A10 電気通信事業法における登録修理業者による修理の確認は、修理した特定端末機器の電気的特性が電気通信事業法で定める技術基準を満たすことの確認が求められます。

実機で接続試験するのではなく、認定規則別表第6号に定める試験(*)を実施し、その結果が電気通信事業法令で定める技術基準を満たすことを確認してください。

* 認定規則別表第6号に定める試験は、申請書の「修理の確認の方法の概要」に記載した「申請者が実施」、「一部を委託して実施」又は「全部を委託して実施」に従

い実施することになります。当該試験の委託に関しては、A12 をご参照ください。
(参考)

無線LAN等のネットワークへの接続試験は、その実施により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与える可能性があります。

Q11 認定規則別表第6号に定める試験に係る測定をしたことがないが、どうすればよいか。

A11 認定規則別表第6号に定める試験に係る測定は、登録修理業者が自ら実施する場合のほか、測定の一部又は全部を当該測定の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する外部の者に委託して実施することが可能です。

また、測定が適正に実施されるよう、委託先との間で、次の事項について取決めたいうで測定を委託し実施してください。

- (1) 認定規則別表第6号に定める試験の方法と同じ方法により試験を実施すること。
- (2) 試験の結果を報告する際は、試験の実施方法、測定環境（測定場所の名称等、測定日時、測定時の室温、湿度）等を記載すること。

また、試験に使用した測定器は、電気通信事業法第87条第1項第2号イからニまでのいずれかの較正等を受け、その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内であることを示す書類を添付すること。

（測定器等の較正等の期間延長に係る規定の整備により、平成29年10月以降に較正等を行うもののうち、(1)の規則第5条の2に定めるものに該当すれば、上記の「一年以内」を「二年以内」とすることも可能。この場合、同条で掲げる事項に応じた性能を有する測定器その他の設備であること及び製造後10年を経過していないことを証する書類（製造業者が作成した文書や資料等）を添付することが必要。）

- (3) 当該試験が適正に実施されたことを示す書類（試験実施者の氏名、実施内容等）を添付すること。

(注) 試験の一部又は全部を委託するときは、登録修理業者として、当該試験の適正な実施が確保されるよう認定規則別表第6号3(1)から(4)に定める事項について取決めを行う必要があります。

Q12 登録修理業者制度では、どのような範囲の修理が対象となるのか。

A12 修理する特定端末機器ごとに、次に該当する箇所の修理となります。

- ・表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通

信に妨害を与えるおそれの少ない箇所の修理

- ・同等の部品を用いる修理
- ・上記に関わらず、製造業者との間の契約等に基づき設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理

Q13 修理に使う部品は、どのようなものを使ってもよいのか。

A13 登録修理業者制度では、純正部品又はそれと同等の部品を想定しています。
なお、同等の部品とは、同一の機能を有している同一型式の部品等が該当します。

Q14 製造業者との契約等がある場合とない場合では、登録修理業者として可能な修理にはどのような違いがあるのか。

A14 製造業者との契約等に基づき特定端末機器の設計情報及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合には、情報の提供を受けた箇所の修理は製造業者が行う修理方法によって製造業者が行うものと同等の修理が可能となります。

一方、製造業者との契約等がない場合には、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれの少ない範囲で同等の部品を用いる修理を行うことが可能となります。

Q15 現行法において、適合表示端末機器の修理についてはどう位置づけられているのか。また、街中の修理業者は適法なのか。

A15 修理事業を実施する上で、法令に基づく登録修理業者への登録は義務ではありませんが、登録を受けた修理業者は、修理した特定端末機器が技術基準を満たすことの確認がとれていることから、技術基準適合性を確保した修理を行う者であることを明らかにして修理を行うことが可能です。

Q16 今後発売されるものも含めて、1回の申請で登録することはできないのか。

A16 修理する特定端末機器が技術基準適合認定等を取得したものであれば、その機器を登録（登録後であれば追加の変更）申請することは可能です。

Q17 変更登録の申請手続が必要な場合とは、どのようなときか。

A17 以下の変更をしようとするときは、変更登録の申請手続が必要です。

- ・修理する特定端末機器の範囲を変更しようとするとき
- ・新たな特定端末機器を加えようとするとき（減らすときは「変更届」）
- ・特定端末機器の修理の方法の概要を変更しようとするとき

- ・ 個別の修理の箇所又は設計に合致する修理のいずれかを変更するとき
- ・ 修理された特定端末機器が電気通信事業法第 52 条第 1 項の省令（端末設備等規則）に定める技術基準に適合することの確認方法の概要を変更しようとするとき
- ・ 修理後の試験の実施方法において、「申請者が実施」、「一部を委託して実施」又は「全部を委託して実施」かの登録状況を変更するとき

Q18 登録を受けた後、変更申請ではなく変更届出でよいのは、どのようなときか。

A18 以下の変更は、変更届の手続きが必要となります。

- ・ 氏名又は名称及び住所に変更があったとき（法人の場合は、代表者の氏名の変更）
- ・ 事務所の名称及び所在地に変更があったとき
- ・ 修理する特定端末機器の範囲を減らしたとき（修理する特定端末機器の範囲を増やそうとするときは「変更登録申請」となります）
- ・ 修理方法書の内容を変更したとき（変更登録を受けたときを除く）

Q19 修理及び修理の確認の記録は、何をどのように記録すればよいのか。

A19 次の 4 項目を記載したもの（紙又は電子媒体の状態）を修理及び修理の確認の記録として保存していただくことになります。書類の保存が必要な期間は、確認を行った日から 10 年間です。

- 技術基準適合認定等、製造番号その他修理した特定端末機器を特定できる番号
- 修理及び修理の確認の年月日
- 修理及び修理の確認を行った責任者の氏名
- 修理及び修理の確認の内容

Q20 登録修理業者が、登録している対象機器を修理した場合、どのような表示をしなければならないのか。

A20 登録修理業者は、修理を行った特定端末機器に登録番号（登録修理業者として登録を受けたときに通知された T 及び 6 桁数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字を続けて付加した表示を行うことが義務づけられています。

○登録修理の表示イメージ：

登録修理	T123456
------	---------

（参考）電波法による登録修理業者が修理した場合の登録修理の表示イメージ

登録修理	R123456
------	---------

Q21 修理事業をやめるとき、どのような手続きが必要なのか。

A21 登録修理業者として登録を受けている修理業者であることをやめる場合には、廃止の届出手続きが必要です。（電気通信事業法第 68 条の 10 第 1 項）

登録修理業を廃止後、遅滞なく認定規則第 52 条で定める様式第 20 号に、「受けている登録の年月日及び登録番号」及び「廃止年月日」を記載し、A 3 の「書類提出先」あてに提出してください。

Q22 登録修理業者に登録されたことを証明するには、どうすればよいか。

A22 登録通知書又は変更登録通知書を提示する方法、総務省ホームページ（端末機器に関する基準認証制度について）に掲載されている登録修理業者の情報を確認していただく方法があります。

Q23 登録修理業者が登録している事務所がどこにあるか知る方法はあるのか。

A23 電気通信事業法に基づく登録修理業者に関する情報は、総務省ホームページ（端末機器に関する基準認証制度について）に掲載されております。

Q24 修理の確認のための試験を省略する条件となっている「一部のものについて試験を行った結果、当該確認する機器のうちその他のものが設計に合致していることが合理的に推定できるとき」とは、どのように解釈すればよいのか。

A24 法令上、修理の確認は、修理した特定端末機器に対して必ず行う必要があり、修理した特定端末機器は電気通信事業法令で定める技術基準を満たすことが法令で求められています。

「修理の確認」において、「当該確認する設備のうちの一部のものについて試験を行った結果、当該確認する機器のうちその他のものが設計に合致していることが合理的に推定できるとき」は、その試験を省略可能とする考えです。

これに該当する場合には、修理した特定端末機器の全てが技術基準を満たすものとなることを記載してください。

Q25 スマートフォンに記録された写真や音楽などの電子データの取り出しを行うサービスを提供しているが、登録修理業者への登録が必要か。

A25 本制度で想定する修理は、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所の故障、破損、劣化等を本来の状態・機能に復帰させることを想定しており、電子データを復旧するサービスだけで

あれば登録の対象とはなりません。

しかし、特定端末機器として使用することを意図し、電子データの取り出しに加え、故障、破損、劣化等した部品を交換し本来の状態・機能に復帰させる行為を行う場合は、登録修理業者の登録の対象になります。(Q4参照)

Q26 海外に輸出する前にスマートフォンの修理を行っている会社だが、登録修理業者への登録は必要か。

A26 電気通信事業法に基づく登録修理業者制度は、日本国内において電気通信事業法の規制を受ける特定端末機器を修理する第三者が登録を受けることができる制度です。海外に輸出する機器を対象とはしておりません。

Q27 ホームページ等で登録修理業者であることを表示・説明したいが、注意する事項は何か。

A27 電気通信事業法に基づく登録修理業者制度に登録されたことを表示・説明するときには、法律名、登録番号、事務所名(店舗等)、登録を受けた機種名や修理の箇所を示すようにしてください。

※ 電気通信事業法に基づく登録情報は、次の URL で公表していますので、これを案内する方法もあります。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/index.html)

また、本制度は「登録制度」です。「総務大臣の認定」や「総務省の認可・許可」等を受けたとする表現や「認定事業者」等の表示等は誤りです。

「電気通信事業法の登録修理業者制度に基づき登録を受けた修理業者」である旨を表示・説明が適当です。

○ 登録修理業者制度（電気通信事業法関連）に関する
問合せ先・書類の送付先

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関 2-1-2
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 登録修理業者担当
電話番号 03-5253-5862

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/index.html
http://www.soumu.go.jp/main_content/000438155.pdf

(ご参考)

電波法関連の申請手続きについては、
以下にお問い合わせください

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関 2-1-2
総務省 総合通信基盤局 電波部
電波環境課 認証推進室 登録修理業者担当
電話番号 03-5253-5908

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/repairer/index.htm>
http://www.soumu.go.jp/main_content/000429793.pdf